

平成14年6月5日

株 主 各 位

東京都新宿区市ヶ谷左内町21番地  
日本ラッド株式会社  
代表取締役社長 小 中 政 義

### 第31回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第31回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、本総会の付議事項には、その決議に定足数を必要とする議案もございますので、当日おさしつかえのためご出席願えない場合は、お手数ながら後記参考書類をご検討下さいます。同封の委任状用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、ご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成14年6月25日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区市谷本村町4番1号  
グランドヒル市ヶ谷（新館）2階「白樺（西）の間」  
（末尾の「会場ご案内図」をご参照下さい）
3. 会議の目的事項  
報告事項 平成14年3月31日現在の貸借対照表、第31期（平成13年4月1日から平成14年3月31日まで）営業報告書および損益計算書報告の件  
決議事項  
第1号議案 第31期利益処分案承認の件  
第2号議案 自己株式取得の件  
議案の要領は、後記「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」（17頁）に記載のとおりであります。  
第3号議案 定款一部変更の件  
議案の要領は、後記「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」（17頁から21頁まで）に記載のとおりであります。  
第4号議案 監査役1名選任の件  
第5号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

（お願い）当日ご出席の際は、お手数ながら同封の委任状用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

## <添付書類>

### 営業報告書

〔平成13年4月1日から  
平成14年3月31日まで〕

## 1. 営業の概況

### (1) 営業の経過および成果

当期における我が国経済は、世界経済の減速やIT関連産業の不振により、企業の生産および設備投資が減少し、雇用・所得環境の悪化による個人消費の低迷等もあり、年間を通じて停滞したまま推移いたしました。

当社の関連する情報処理業界におきましても、企業業績悪化に伴う設備投資の抑制や、企業間競争の激化などにより非常に厳しい状況が続きました。

このような環境の中で当社は、市場の変化にすばやく対応し売上の拡大を図るべく、エンドユーザーへの提案型営業や、子会社・関連会社を通じた新規事業への投資を積極的に進めて参りました。しかしながら、これら新規事業への投資は、今期の収益に貢献するまでには至りませんでした。

その結果、当期の売上高は3,532百万円（前期比0.7%減）と前年並みにとどまり、経常利益は受注単価の低下による原価率の上昇、新規事業投資に伴う経費の増加などにより187百万円（前期比13.9%減）となりました。また当期利益は前期計上したゴルフ会員権の評価損の様な特別損失の発生がなかった事から95百万円（前期比6.3%増）となりました。

なお、当期の開発品目別売上高の状況は次の通りです。

- |                       |                       |
|-----------------------|-----------------------|
| ① 通信、制御系ソフトウェア開発      | 579,540千円（前期比11.6%減）  |
| ② 汎用、ミドル系ソフトウェア開発     | 470,355千円（前期比11.3%減）  |
| ③ 業務アプリケーション系ソフトウェア開発 | 1,748,826千円（前期比8.7%増） |
| ④ ハード・ファームウェア系開発      | 370,685千円（前期比9.5%増）   |
| ⑤ プロダクト販売             | 363,379千円（前期比14.4%減）  |

### (2) 設備投資および資金調達の状況

設備投資の状況に関しては特記すべき事項はありません。また、当期中は、社債および新株式の発行等による資金調達は行っておりません。

### (3) 会社が対処すべき課題

今日のめまぐるしい情報技術の革新は、当社および当業界にとって大きなビジネスチャンスであり、先端技術を吸収し、独自の新たな技術にチャレンジしております。特にインターネットの可能性については、当業界のほぼ全ての企業が様々に取り組み中で、当社は幅広くその中核となる技術について、着実な取り組みを続けております。当社は、この「IT革命」に迅速に対処し、社会のニーズを先取りし、事業化を図るため、以下の課題に取り組んでおります。

- ① ネットワークの管理と生体情報認証の精度向上、暗号技術の新規発掘を含むセキュリティ確保に関する技術
- ② GISおよびG-XML技術とGPSの融合をベースとしたシステムの開発
- ③ モバイルリンク(株)を主体に行うGPSを応用した動態把握・運行管理システム
- ④ 日本ラッド情報システム(株)を主体に行うAPS事業およびインターネットデータセンター事業
- ⑤ (株)ガッツデイトを主体に行う特定電子認証事業

以上の先端技術への投資は、将来の収益基盤をより強固なものとし、成長を目指した事業展開を企図しておりますが、当期におきましては経費が先行し、業績を悪化させております。このため日本ラッドグループ全体として、新規事業の収益性改善を優先課題として取り組んで参る所存です。

株主の皆様におかれましても、より一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## (4) 営業成績および財産の状況の推移

(単位：千円)

区 分	第 28 期	第 29 期	第 30 期	第 31 期
	(平成10年4月1日から 平成11年3月31日まで)	(平成11年4月1日から 平成12年3月31日まで)	(平成12年4月1日から 平成13年3月31日まで)	(平成13年4月1日から 平成14年3月31日まで)
売 上 高	3,366,042	3,434,470	3,557,222	3,532,785
経 常 利 益	468,875	475,688	217,435	187,280
当 期 利 益	164,078	235,213	89,652	95,344
1株当たり当期利益	404円98銭	55円31銭	19円91銭	21円17銭
純 資 産	1,363,261	2,324,217	2,367,351	2,401,324
総 資 産	2,722,602	3,197,242	3,903,117	3,983,242

(注) 1株当たり当期利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。なお、第29期に行った株式分割(額面変更)は期首に行ったものとして計算しております。また、第31期より自己株式を資本に対する控除項目としており、1株当たり当期利益は発行済株式総数から自己株式を控除して計算しております。

第28期は、景気回復の兆しที่ไม่透明のまま推移する中、大口案件の受注獲得などに加えてエンドユーザーへの提案型営業も積極的に展開した結果、第27期に比べ、売上高は23.4%増、経常利益は43.5%増、当期利益は6.2%増と増収・増益となりました。

第29期は、いわゆるコンピュータの「2000年問題」の影響による投資抑制が当初見うけられましたが、一方でIT(情報技術)への投資機運の盛り上がりが見られる中、情報革新に対応した技術力の向上や、OLAPツール、セキュリティ、運行・動態把握システム等で業容の拡大を目指しました。この結果、売上高は2%増、経常利益は株式公開費用等の増加を吸収し1.5%増、当期利益は43.4%増となりました。なお、第29期において、500円額面株式1株を50円額面株式10株に分割しております。また、当社株式は平成11年11月9日付で日本証券業協会に店頭登録され、同日付で400,000株を新規に発行いたしました。

第30期は、IT関連投資など民間設備投資の一部に活発な動きが現れましたが、景気回復を実感するに至らないまま推移する中、「情報技術革新」に対応した技術力の向上や受注能力の強化に努めました。この結果、第29期に比べ売上高は3.6%増、経常利益は投資的経費の増加により54.3%減となりました。また特別損失としてゴルフ会員権の評価損を計上したため、当期利益は61.9%減となりました。

第31期(当期)の状況につきましては、前記「1.(1)営業の経過および成果」に記載のとおりであります。

## 2. 会社の概況 (平成14年3月31日現在)

### (1) 主要な事業内容

クライアントサービスシステム、通信ネットワークシステム、制御系システム、業務アプリケーションシステムからファームウェア、ハードウェアに至る開発および海外ソフトウェアプロダクツの日本語版開発ならびに販売

### (2) 主要な事業所

名 称	所 在 地
本 社	東京都新宿区市谷砂土原町1-2-29 KIHビル
東 京 開 発 セ ン タ ー	東京都新宿区市ヶ谷左内町21 山上ビル
千 葉 技 術 セ ン タ ー	千葉市美浜区中瀬2-6 WBGマリブイースト7 F
大 阪 技 術 セ ン タ ー	大阪市西区阿波座1-9-9 阿波座パークビル3 F
浜 松 技 術 セ ン タ ー	浜松市元城町216-18 浜松大同生命ビル6 F
金 沢 技 術 セ ン タ ー	金沢市広岡1-5-23 金沢第一ビル3 F
松 本 技 術 セ ン タ ー	松本市中央3-3-16 日産火災松本ビル5 F

### (3) 株式の状況

- |                |             |
|----------------|-------------|
| ① 会社が発行する株式の総数 | 15,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数     | 4,505,390株  |
| ③ 株 主 数        | 838名        |

#### ④ 大 株 主

株 主 名	大株主の当社への出資状況		当社の当該株主への出資状況	
	持 株 数	議 決 権 比 率	持 株 数	議 決 権 比 率
	株	%	株	%
大 塚 隆 一	627,830	13.94	—	—
三井物産株式会社	600,000	13.32	—	—
株式会社クボタ	600,000	13.32	5,000	0.00
有限会社モールネット	318,000	7.06	—	—
小 中 政 義	135,000	3.00	—	—
大 和 喜 一	135,000	3.00	—	—
日本ラッド従業員持株会	134,000	2.97	—	—
高 島 雅 省	125,000	2.77	—	—
杉 野 泰 子	125,000	2.77	—	—
エムエルビー エフエス カストディー	40,000	0.89	—	—

#### (4) 自己株式の取得、処分等および保有

##### ① 取得株式

単元未満株式の買取りによる取得※

普通株式

500株

取得価額の総額

258千円

※単元未満株式の買取りによる取得を含みます。

##### ② 決算期における保有株式

普通株式

1,210株

#### (5) 従 業 員 の 状 況

区 分	従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
男 性	201名	6名増	35.0歳	7.7年
女 性	69名	4名増	29.8歳	5.2年
合計または平均	270名	10名増	33.7歳	7.1年

## (6) 主要な借入先

借入先	借入金残高	借入先が所有する当社の株式	
		持株数	議決権比率
	千円	株	%
株式会社三井住友銀行	30,000	25,000	0.55
株式会社東京三菱銀行	30,000	10,000	0.22
株式会社三和銀行	20,000	—	—

(注) 株式会社三和銀行は平成14年4月1日をもって株式会社東海銀行と合併し、株式会社UFJ銀行となりました。

## (7) 企業結合の状況

### ① 重要な子会社等の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
	百万円	%	
モバイルリンク株式会社	40	100.0	モバイル関連システム開発
日本ラッド情報システム株式会社	50	100.0	ASP及びデータセンター事業
株式会社ガッツデイト	100	50.0	特定電子認証事業
株式会社ウェルジャパン	12	50.0	中高齢者就労向IT技術教育
システムニーズ株式会社	132	27.5	セキュリティシステム開発
株式会社トランネット	82.1	20.2	翻訳者選定電子オーディション
インサイトインターナショナル株式会社	30	33.3	PC周辺機器向けソフトウェア開発

## ② 企業結合の経過

1. 平成13年5月30日付にて、(株)ウェルジャパンに50%の6百万円を払込み設立、連結子会社と致しました。
2. 平成13年6月29日付にて、(株)トランネットの60百万円の増資のうち30百万円を引受け、関連会社と致しました。
3. 平成14年2月22日付にて、インサイト・インターナショナル(株)の20百万円の増資のうち10百万円を引受け、関連会社と致しました。

## ③ 企業結合の成果

当期の連結子会社は上記の表に掲げた上位4社、持分法適用会社は以下3社であります。当期の連結売上高は3,550百万円（前期比0.5%減）、連結当期純利益は28百万円（前期比61.9%減）となりました。

## (8) 取締役および監査役

地 位	氏 名	担当または主な職業
代表取締役会長	大塚 隆 一	営業本部長
代表取締役社長	小 中 政 義	
常 務 取 締 役	大 和 喜 一	研究開発部長・マーケティング部長
取 締 役	高 島 雅 省	
取 締 役	山 本 正 隆	
常 勤 監 査 役	鹿 子 木 昭 介	
監 査 役	高 見 篤	
監 査 役	山 口 三 恵 子	弁護士

- (注) 1. 監査役鹿子木昭介、高見 篤、山口三恵子の3氏は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。
2. 当期中の取締役および監査役の異動は、次のとおりであります。
- (1) 平成13年6月26日開催の第30回定時株主総会において、下記の取締役および監査役が新たに選任され、就任いたしました。  
取締役 山本正隆、監査役 高見 篤、監査役 山口三恵子
  - (2) 平成13年6月26日開催の第30回定時株主総会終結の時をもって、下記の取締役および監査役は退任いたしました。  
取締役 杉野泰子、監査役 早川公正、監査役 森本清一



(3) 下記のとおり取締役の地位の異動がありました。

氏名	新	旧	異動年月日
大塚隆一	代表取締役会長	代表取締役社長	平成13年6月26日
小中政義	代表取締役社長 営業本部長	常務取締役 営業本部長	平成13年6月26日

(4) 下記のとおり取締役の担当に変更がありました。

氏名	新	旧	異動年月日
大和喜一	常務取締役 研究開発部長 マーケティング部長	常務取締役 研究開発部長	平成14年2月1日

**(9) 決算期後に生じた会社の状況に関する重要な事実**

特に記載すべき事項はありません。

~~~~~  
以上のご報告は、百万円単位の記載金額は百万円未満を切り捨て、また千円単位の記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 貸借対照表

(平成14年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部       |                    | 負 債 の 部         |                  |
|---------------|--------------------|-----------------|------------------|
| 科 目           | 金 額                | 科 目             | 金 額              |
| <b>【流動資産】</b> | <b>【2,588,825】</b> | <b>【流動負債】</b>   | <b>【658,030】</b> |
| 現金及び預金        | 1,426,297          | 買掛金             | 246,459          |
| 受取手形          | 85,859             | 短期借入金           | 80,000           |
| 売掛金           | 908,943            | 未払金             | 45,072           |
| 有価証券          | 10,206             | 未払費用            | 36,869           |
| 原材料           | 2,040              | 未払法人税等          | 69,347           |
| 仕掛品           | 19,531             | 未払消費税等          | 22,574           |
| 前払費用          | 15,898             | 預り金             | 32,955           |
| 繰延税金資産        | 29,797             | 新株引受権           | 20,700           |
| その他の流動資産      | 113,704            | 賞与引当金           | 76,994           |
| 貸倒引当金         | △23,454            | その他             | 27,057           |
| <b>【固定資産】</b> | <b>【1,394,417】</b> | <b>【固定負債】</b>   | <b>【923,888】</b> |
| (有形固定資産)      | (813,610)          | 社債              | 600,000          |
| 建築物           | 199,601            | 退職給付引当金         | 138,609          |
| 構築物           | 743                | 役員退職慰労引当金       | 185,279          |
| 車両運搬具         | 570                |                 |                  |
| 工具器具備品        | 38,102             | <b>負債合計</b>     | <b>1,581,918</b> |
| 土地            | 574,592            |                 |                  |
| (無形固定資産)      | (18,455)           | <b>資 本 の 部</b>  |                  |
| 借地権           | 8,690              | <b>【資本金】</b>    | <b>【772,830】</b> |
| ソフトウェア        | 6,255              | <b>【法定準備金】</b>  | <b>【909,197】</b> |
| 電話加入権         | 3,509              | 資本準備金           | 880,425          |
| (投資等)         | (562,351)          | 利益準備金           | 28,772           |
| 投資有価証券        | 182,928            | <b>【剰余金】</b>    | <b>【723,952】</b> |
| 子会社株式         | 136,000            | 任意積立金           |                  |
| 破産・更生債権等      | 5,657              | プログラム準備金        | 10,265           |
| 長期前払費用        | 693                | 特別償却準備金         | 5,365            |
| 繰延税金資産        | 138,254            | 別途積立金           | 183,200          |
| 差入保証金         | 101,235            | 当期末処分利益         | 525,121          |
| 会員権           | 30,500             | (うち当期利益)        | (95,344)         |
| 貸倒引当金         | △32,917            | <b>【評価差額金】</b>  | <b>【△176】</b>    |
|               |                    | その他有価証券評価差額金    | △176             |
|               |                    | <b>【自己株式】</b>   | <b>【△4,479】</b>  |
| <b>資産合計</b>   | <b>3,983,242</b>   | <b>資本合計</b>     | <b>2,401,324</b> |
|               |                    | <b>負債及び資本合計</b> | <b>3,983,242</b> |

## 損 益 計 算 書

〔平成13年4月1日から  
平成14年3月31日まで〕

(単位：千円)

|                            | 科 目                  | 金 額    |                |
|----------------------------|----------------------|--------|----------------|
| 経<br>常<br>損<br>益<br>の<br>部 | <b>営 業 損 益 の 部</b>   |        |                |
|                            | 売 上 高                |        | 3,532,785      |
|                            | 売 上 原 価              |        | 2,922,900      |
|                            | 販売費及び一般管理費           |        | 436,675        |
|                            | <b>営 業 利 益</b>       |        | <b>173,209</b> |
|                            | <b>営 業 外 損 益 の 部</b> |        |                |
|                            | <b>営 業 外 収 益</b>     |        |                |
|                            | 受取利息及び配当金            | 2,758  |                |
|                            | 為替差益                 | 3,285  |                |
|                            | その他の                 | 21,880 | 27,923         |
| <b>営 業 外 費 用</b>           |                      |        |                |
| 支払利息及び割引料                  | 12,900               |        |                |
| その他の                       | 951                  | 13,852 |                |
| <b>経 常 利 益</b>             |                      |        | <b>187,280</b> |
| 特<br>別<br>損<br>益<br>の<br>部 | <b>特 別 利 益</b>       |        | —              |
|                            | <b>特 別 損 失</b>       |        |                |
|                            | 固定資産売却損              | 390    |                |
| 固定資産除却損                    | 39                   | 430    |                |
| <b>税 引 前 当 期 利 益</b>       |                      |        | <b>186,850</b> |
| 法人税、住民税及び事業税               |                      |        | 109,262        |
| 法人税等調整額                    |                      |        | △17,756        |
| <b>当 期 利 益</b>             |                      |        | <b>95,344</b>  |
| 前期繰越利益                     |                      |        | 429,777        |
| <b>当 期 未 処 分 利 益</b>       |                      |        | <b>525,121</b> |

(注) 1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法  
その他有価証券  
時価のあるもの  
決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）  
時価のないもの  
総平均法による原価法
- (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法
- ・原材料……………先入先出法による原価法
  - ・仕掛品……………個別法による原価法
- (3) 固定資産の減価償却の方法
- ・有形固定資産……………定率法、ただし平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法を採用している。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりである。  
建物及び構築物……………15～50年  
工具器具備品及び車両運搬具……………5～10年
  - ・無形固定資産……………自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法
  - ・長期前払費用……………定額法
- (4) 引当金の計上方法
- ・貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
  - ・賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与に備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。
  - ・退職給付引当金……………従業員の退職金の支出に備えるため、退職金規定に基づく自己都合による期末退職金要支給額から特定退職金共済制度による給付額を控除した額に基づき計上しております。
  - ・役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。なお、役員退職慰労引当金は商法第287条ノ2の引当金であります。
- (5) リース取引の処理方法
- ・リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- (6) 消費税等の会計処理
- ・税抜方式によっております。

## 2. 貸借対照表の注記

- (1) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- (2) 子会社に対する金銭債権・債務
- |        |           |
|--------|-----------|
| 短期金銭債権 | 103,725千円 |
| 短期金銭債務 | 14,470千円  |
- (3) 有形固定資産の減価償却累計額 157,535千円
- (4) 貸借対照表に計上された固定資産のほか、コンピュータ及び周辺機器については、リース契約により使用しております。
- (5) 主な外貨建資産・負債
- |        |                     |
|--------|---------------------|
| 現金及び預金 | 52,755千円 ( 395千米ドル) |
| 買掛金    | 4千円 (36.90ユーロ)      |
| 保証債務   | 133千円 ( 1千米ドル)      |
- (6) 保証債務 20,081千円
- (7) 期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。
- なお、決算末日は金融機関の休日であったため、次の満期手形が期末残高に含まれております。
- |      |         |
|------|---------|
| 受取手形 | 5,318千円 |
|------|---------|
- (8) 平成11年3月26日の臨時株主総会の決議に基づき、取締役及び従業員に対して商法第280条ノ19第1項の規定による新株引受権（ストックオプション）を次のとおり付与しております。
- 新株発行予定残数 普通株式 190,000株
- 新株引受権の行使により発行する株式の発行価額 676円
- 新株引受権の行使期間 平成12年4月1日から平成15年3月31日まで
- 平成12年3月17日開催の取締役会決議に基づき平成12年4月5日付けにて新株引受権（ストックオプション）を次のとおり付与しております。
- 発行すべき株式の内容及び数 普通株式 100,000株
- 新株引受権の行使により発行する株式の発行価額 3,000円
- 新株引受権の行使期間 平成13年4月2日から平成16年3月30日まで
- 平成12年6月29日開催の定時株主総会決議に基づき、取締役及び従業員に対して商法第280条ノ19第1項の規定による新株引受権（ストックオプション）を次のとおり付与しております。
- 発行すべき株式の内容及び数 普通株式 200,000株
- 新株引受権の行使により発行する株式の発行価額 1,622円
- 新株引受権の行使期間 平成14年7月1日から平成17年3月31日まで
- 平成13年3月2日開催の取締役会決議に基づき平成13年3月23日付けにて新株引受権（ストックオプション）を次のとおり付与しております。
- 発行すべき株式の内容及び数 普通株式 376,884株
- 新株引受権の行使により発行する株式の発行価額 796円
- 新株引受権の行使期間 平成14年4月1日から平成17年3月30日まで
- (9) 1株当たり当期利益 21円17銭  
(自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。)
- (10) 前事業年度において資産の部に計上していた「自己株式」は、「株式会社の貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び附属明細書に関する規則の一部を改正する省令」(平成13年9月12日 法務省令第66号)により、当事業年度末において資本の部から、控除する形式で表示しております。

## 3. 損益計算書の注記

- (1) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- (2) 子会社との取引高
- |            |          |
|------------|----------|
| 売上高        | 26,000千円 |
| 売上原価       | 93,175千円 |
| 販売費及び一般管理費 | 4,039千円  |
| 営業取引以外の取引高 | 7,387千円  |

## 利益処分案

(単位：円)

| 科 目                 | 金 額                |
|---------------------|--------------------|
| 当 期 未 処 分 利 益       | 525,121,518        |
| 任 意 積 立 金 取 崩 額     |                    |
| 特 別 償 却 準 備 金 取 崩 額 | 848,780            |
| 計                   | 525,970,298        |
| これを次のとおり処分いたします。    |                    |
| 配 当 金               |                    |
| 普通配当 1株につき5円        |                    |
| 特別配当 1株につき5円        | 45,041,800         |
| 計 1株につき10円          |                    |
| 任 意 積 立 金           |                    |
| 別 途 積 立 金           | 50,000,000         |
| 計                   | 95,041,800         |
| 次 期 繰 越 利 益         | <b>430,928,498</b> |

(注) 配当金については、自己株式1,210株を除いて計上しております。

監 査 報 告 書

平成14年5月21日

日本ラッド株式会社

代表取締役社長 小 中 政 義 殿

三 優 監 査 法 人

代表社員 公認会計士 杉 田 純<sup>印</sup>  
関与社員

関与社員 公認会計士 海 藤 丈 二<sup>印</sup>

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条の規定に基づき、日本ラッド株式会社の平成13年4月1日から平成14年3月31日までの第31期営業年度の貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。

この監査に当たって、当監査法人は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠し、通常実施すべき監査手続を実施した。なお、この監査手続は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成13年4月1日から平成14年3月31日までの第31期営業年度における取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告致します。

### 1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等から営業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて子会社から営業の報告を求めました。また、会計監査人から報告及び説明を受け、計算書及び附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等から報告を求め、当該取引の状況を調査致しました。

### 2. 監査の結果

- (1) 会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。  
なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても取締役の義務違反は認められません。
- (6) 子会社の調査の結果、取締役の職務遂行に関し指摘すべき事項は認められません。

平成14年5月24日

日本ラッド株式会社 監査役会

常勤監査役 鹿子木 昭 介<sup>印</sup>

監 査 役 高 見 篤<sup>印</sup>

監 査 役 山 口 三恵子<sup>印</sup>

(注) 監査役鹿子木昭介、監査役高見 篤および監査役山口三恵子は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

以 上



## 議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

1. 議決権の代理行使の勧誘者 日本ラッド株式会社  
代表取締役社長 小中政義
2. 総株主の議決権の数 4,499個
3. 議案および参考事項

### 第1号議案 第31期利益処分案承認の件

議案の内容につきましては、前記添付書類14頁に記載のとおりであります。

当期の配当金につきましては、当期の業績と今後の見通しを勘案し、1株につき普通配当金5円と、特別配当金5円を加え合計10円とさせていただきますと存じます。

なお、当期の役員賞与につきましては、計上を見送ることにいたしますと存じます。

第31期の営業の状況、貸借対照表および損益計算書につきましては、添付書類2頁から13頁までをご参照下さい。

### 第2号議案 自己株式取得の件

機動的な資本政策を遂行することができるように、商法第210条の規定に基づき、次期定時株主総会の終結の時までに、当社普通株式20万株、取得価額の総額100百万円を限度として取得することといたしたいと存じます。

### 第3号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の趣旨および目的

- 1) 現行定款第2条に子会社の事業目的の追加を行うものであります。
- 2) 「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)が平成13年10月1日に施行されたことに伴い、額面株式に関する規定(現行定款第6条)を削除し、単元株制度の適用および単元未満株券の不発行に関する規定(変更案第6条)について定めるとともに、株式取扱規程および名義書換代理人に関する規定(現行定款第9条および第10条)ならびに取締役および監査役の選任に関する規定(現行定款第18条および第24条)について所要の変更を行うものであります。
- 3) 「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)が平成14年4月1日に施行されたことに伴い、基準日、利益配当および中間配当に関する規定(現行定款第11条、第30条および第

31条) について所要の変更を行うとともに、新株引受権の特例および転換社債の転換の時期に関する規定(現行定款第7条および第32条)を削除するものであります。

- 4) 「商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年法律第149号)が平成14年5月1日に施行されたことに伴い、監査役の任期に関する規定(現行定款第25条)を変更するものであります。なお、現任の監査役の任期は従前のおりであります。
- 5) 現行定款第6条、第7条および第32条の削除に伴い、現行定款第8条から第31条までの条数を各2条ずつ繰り上げ、現行定款第33条を3条繰り上げるものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示す。)

| 現 行 定 款              | 変 更 案                                                 |
|----------------------|-------------------------------------------------------|
| 第1章 総則               | 第1章 総則                                                |
| (目的)<br>第2条<br>1.~6. | (目的)<br>第2条<br>1.~6. (現行どおり)                          |
| 略<br>(新設)            | 7. <u>下記の事業を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること</u> |
|                      | <u>ア. 市場調査及び経営コンサルタント業</u>                            |
|                      | <u>イ. コンピュータ及びその周辺機器の開発・製造・販売</u>                     |
|                      | <u>ウ. コンピュータシステム運用のコンサルティング</u>                       |
|                      | <u>エ. 外国文献の翻訳</u>                                     |
|                      | <u>オ. パソコン通信による情報収集処理業及び販売</u>                        |
|                      | <u>カ. コンピュータのデータベース作成コンサルティング及び情報処理検索サービス</u>         |
|                      | <u>キ. 出版業及び書籍の販売</u>                                  |
|                      | <u>ク. インターネットを利用したソフトウェア利用に関するサービス</u>                |
|                      | <u>ケ. コンピュータシステムによる映像・音声の配信業務</u>                     |
|                      | <u>コ. 特定電子認証業務</u>                                    |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                    | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>7. 前各号に附帯する一切の業務</p> <p>第2章 株 式<br/> (額面株式1株の金額)<br/> 第6条 当社の発行する額面株式1株の金額は、金50円とする。<br/> (新株引受権の特例)<br/> 第7条 当社は取締役又は使用人に商法第280条ノ19の規定による新株の引受権を与えることができる。<br/> (1単位の株式数)<br/> 第8条 当社の1単位の株式数は1,000株とする。<br/> (新設)</p> | <p>サ. <u>インターネットを利用したコンピュータシステムによる各種情報の保全、管理、提供</u><br/> シ. <u>工業所有権、キャラクター、映像、文芸、美術、音楽に関する著作権などの財産権の保全、管理</u><br/> ス. <u>コンピュータのソフトウェア・ハードウェアの企画、開発、販売、斡旋、賃貸、輸出入</u><br/> セ. <u>損害保険の代理業及び生命保険の募集に関する業務</u><br/> ソ. <u>印刷業及び複写業</u><br/> タ. <u>建築資材、水、食料品、日用品雑貨、衣料品雑貨、医薬品及び化粧品の販売及び斡旋並びに輸出入</u><br/> チ. <u>家具、家庭用電気製品、日用品雑貨、衣服等の家庭用リサイクル商品の販売及び斡旋並びに輸出入</u><br/> ツ. <u>広告及び宣伝業</u><br/> テ. <u>労働者派遣業</u><br/> ト. <u>警備業</u><br/> ナ. <u>生涯教育に関する各種セミナー及びシンポジウム開催</u></p> <p>8. 前各号に附帯する一切の業務</p> <p>第2章 株 式<br/> (削除)<br/> (削除)<br/> (1単位の株式数及び単元未満株券の不発行)<br/> 第6条 当社の1単位の株式数は1,000株とする。<br/> 2. 当社は、1単位の株式の数に満たない株式(以下単元未満株式という)に係る株券を発行しない。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(株式取扱規程)<br/> <b>第9条</b> 当社の発行する株券の種類並びに株式の名義書換、実質株主通知の受理、<u>単位未満株式の買取請求の取扱</u>、<u>その他株式に関する手続き及び手数料は、取締役会の定める株式取扱規程による。</u></p> <p>(名義書換代理人)<br/> <b>第10条</b> 略<br/> ② 略<br/> ③ 当社の株主名簿及び実質株主名簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、質権の登録、信託財産の表示、株券の交付、届出の受理、<u>単位未満株式の買取請求の取扱等株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においては、これを取扱わない。</u></p> | <p>(株式取扱規程)<br/> <b>第7条</b> 当社の発行する株券の種類並びに株式の名義書換、実質株主通知の受理、<u>単位未満株式の買取請求の取扱</u>、<u>その他株式に関する手続き及び手数料は、取締役会の定める株式取扱規程による。</u></p> <p>(名義書換代理人)<br/> <b>第8条</b> (現行どおり)<br/> ② (現行どおり)<br/> ③ 当社の株主名簿及び実質株主名簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、質権の登録、信託財産の表示、株券の交付、届出の受理、<u>単位未満株式の買取請求の取扱等株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においては、これを取扱わない。</u></p> |
| <p>(基準日)<br/> <b>第11条</b> 当社は、毎決算期最終の株主名簿に記載された株主（実質株主名簿に記載された実質株主を含む。以下同じ）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。</p> <p>② 略</p>                                                                                                                                                                                                       | <p>(基準日)<br/> <b>第9条</b> 当社は、毎決算期最終の株主名簿に記載又は記録された株主（実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下同じ）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。</p> <p>② (現行どおり)</p>                                                                                                                                                                                                     |
| <p>第3章 株主総会<br/> (議決権の代理行使)<br/> <b>第15条</b> 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、代理人は代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p>                                                                                                                                                                                                         | <p>第3章 株主総会<br/> (議決権の代理行使)<br/> <b>第13条</b> 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、<u>株主又は代理人は代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p>                                                                                                                                                                                                         |
| <p>第4章 取締役及び取締役会<br/> (選任)<br/> <b>第18条</b> 略<br/> ② <u>取締役の選任決議は、発行済株式総数の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。</u><br/> ③ 略</p>                                                                                                                                                                                                      | <p>第4章 取締役及び取締役会<br/> (選任)<br/> <b>第16条</b> (現行どおり)<br/> ② <u>取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。</u><br/> ③ (現行どおり)</p>                                                                                                                                                                                                           |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                          |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第5章 監査役及び監査役会<br/>(選任)<br/><u>第24条</u> 略<br/>② 監査役の選任決議は、<u>発行済株式総数の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。</u></p> <p>(任期)<br/><u>第25条</u> 監査役の任期は、就任後3年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。<br/>② 略</p>                                                                                                                                                                                            | <p>第5章 監査役及び監査役会<br/>(選任)<br/><u>第22条</u> (現行どおり)<br/>② 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。</u></p> <p>(任期)<br/><u>第23条</u> 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。<br/>② (現行どおり)</p>                     |
| <p>第6章 計 算<br/>(利益配当)<br/><u>第30条</u> 利益配当は、毎決算期現在の株主名簿に記載された株主又は登録質権者に対しこれを行う。</p> <p>(中間配当)<br/><u>第31条</u> 取締役会の決議により、毎年9月30日現在の株主名簿に記載された株主又は登録質権者に対し、商法第293条ノ5の規定による金銭の分配(中間配当という。)を行うことができる。</p> <p>(<u>転換社債の転換の時期</u>)<br/><u>第32条</u> <u>転換社債の転換により発行された株式に対する最初の利益配当金又は中間配当金については、転換の請求が4月1日から9月30日までの間になされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までの間になされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。</u></p> | <p>第6章 計 算<br/>(利益配当)<br/><u>第28条</u> 利益配当は、毎決算期現在の株主名簿に記載又は記録された株主もしくは登録質権者に対しこれを行う。</p> <p>(中間配当)<br/><u>第29条</u> 取締役会の決議により、毎年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主もしくは登録質権者に対し、商法第293条ノ5の規定による金銭の分配(中間配当という。)を行うことができる。</p> <p>(削除)</p> |
| <p>(新設)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | <p>附 則 本定款第23条の規定にかかわらず、平成14年6月25日開催の定時株主総会において選任された監査役の任期は、就任後3年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。<br/>② 本附則は、前項の期日経過後これを削除する。</p>                                                                                                 |

#### 第4号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役鹿子木昭介氏は任期満了となり退任いたしますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案の承認可決により就任する監査役早川公正氏の任期は3年であります。又、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

| 氏名<br>(生年月日)<br>住所                                     | 主たる<br>職業              | 略歴<br>(最近5年間における略歴を含む)                                                                                                                                                                       | 所有する<br>当社株式の<br>種類及び数 |
|--------------------------------------------------------|------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 早川 公正<br>(昭和11年5月1日生)<br>神奈川県横浜市青葉区<br>奈良町2824-1 B-605 | 株式会社<br>ウェルジャパン<br>取締役 | 昭和35年4月 日本レミントンユニバック株式会社(現日本ユニシス株式会社)入社<br>平成5年7月 同社システム担当役員補佐就任<br>平成8年6月 当社入社<br>プロダクト営業部長就任<br>平成10年6月 当社監査役就任<br>平成12年6月 当社常勤監査役就任<br>平成13年6月 当社常勤監査役退任<br>平成13年11月 株式会社ウェルジャパン取締役就任(現在) | (普通株式)<br>0株           |

(注) 候補者と当社との間には利害関係はありません。

#### 第5号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

監査役鹿子木昭介氏は、本総会終結の時をもって退任されますので、在任中の功労に報いるため当社所定の基準による相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は次のとおりであります。

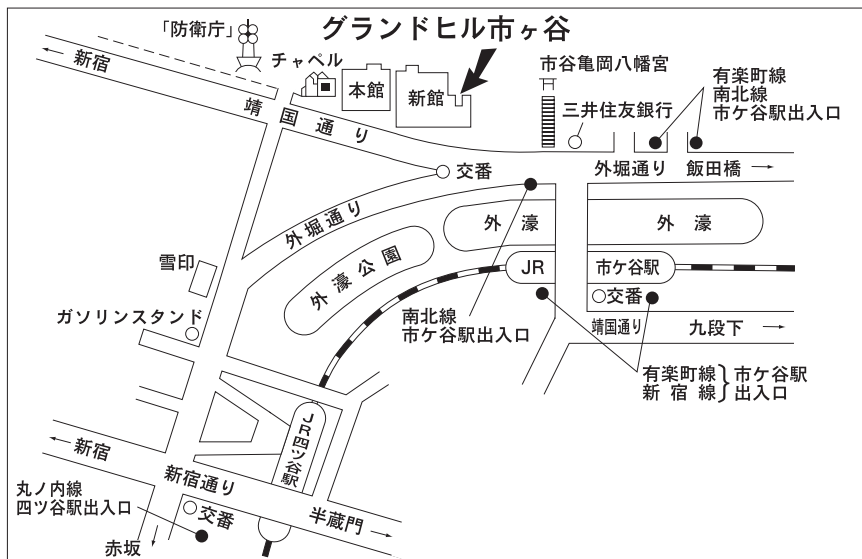
| 氏名     | 略歴                                       |
|--------|------------------------------------------|
| 鹿子木 昭介 | 平成11年6月 当社監査役就任<br>平成13年6月 当社常勤監査役就任(現在) |

以上



# 株主総会会場ご案内図

会 場 東京都新宿区市谷本村町4番1号  
グランドヒル市ヶ谷（新館）2階「白樺（西）の間」



## ■交通機関

- JR線
  - 営団地下鉄有楽町線
  - 営団地下鉄南北線
  - 都営地下鉄新宿線
- } 市ヶ谷駅より徒歩3分
- JR線
  - 営団地下鉄丸ノ内線
- } 四ツ谷駅より徒歩7分